

中国残留日本人孤児の肉親捜しのための第6次訪日調査参加者(遼寧省瀋陽市出身者)

「日本政府と日本国民への公開状」(1985年2月12日)

* 関亜新・張志坤著『中国残留日本人孤児に関する調査と研究(下)』(佟岩・浅野慎一監訳)不二出版、2008年 第8章(趙彦民訳)所収

日本政府、および日本国民へ

私たちは、第六次肉親捜し訪日団の瀋陽出身の残留日本人孤児たちです。

まず、真摯な心からのごあいさつを申し上げます。

一四日間という短い期間でしたが、愉快的肉親捜しの訪日調査の旅をふり返ると、ほんとうに楽しく、忘れがたい経験でした。美しく聳える富士山、立派な高層ビル、にぎやかな商店街…、とてもよい印象が残りました。特に厚生省の職員の方々の勤勉なお仕事ぶり、および民間の方々の温かい言葉と笑顔は、ほんとうに忘れられません。

政府と国民が私たちのためにしてくださった、熱烈かつ周到な準備や厚いもてなしに、深く感謝の意を申し上げます。

孤児問題については、今回の肉親捜しは期間が短かったこともあり、言いたいことが十分に言えなかった点もあります。そこで、この公開状をもちまして、以下のように補足し、表明させていただきます。

(一) 孤児の永住帰国の問題

極悪非道の侵略戦争は、中国の国民に数え切れないほど多大な災難をもたらしました。そして日本の国民もまた、その災難に苦しめられました。私たちの父の世代は、「天皇に忠誠を尽くせ」、「日本に忠誠を尽くせ」という呼びかけに応え、やむなく故郷を離れ、中国に渡り、戦争の犠牲者となりました。敗戦後、私たち罪なき子どもたちは異国の地に棄てられ、ひとりぼっちな孤児となってしまいました。こうした悲惨な、ぞっとするような死別という体験はすべて、侵略戦争がもたらしたものです。日本はこの戦争に対して、すべての責任を徹底的に負わなければなりません。孤児たちの合理的な要求に対しても、日本政府は、当然負うべき責任を、徹底的に果たさなければなりません。良心のある日本国民も、日本政府が徹底的に責任を負うことに誇りをもたなければなりません。

今日まで日本政府は、たしかに孤児への配慮と援助に多大な努力をしてきました。そして大きな成果も出してきました。亡くなった孤児たちの両親の魂があれば、彼らはきっと安堵するでしょう。

今日、一部の孤児はすでに永住帰国を果たしました。孤児の肉親捜しの活動が進むにつれ、今後、帰国する孤児はさらに多くなることが予想されます。このことは本来、人々を感動さ

せる、あたりまえの良いことであるはずですが。残留日本人孤児として、肉親や故郷への思いをもち、落葉が根に帰り、祖国への永住帰国を待ち望むことは、私たちの当然の権利であるのみならず、孤児たちとまだ生きている日本人の肉親の願望でもあり、ひいては日本政府の責任とすべての国民の望みであるとさえ言えるでしょう。

だからこそ一九八一年三月、園田厚生大臣は第一次の肉親捜し訪日団の孤児たちの前で、「あなたたちは日本人だ。あなたたちが帰国するなら、私が保証人になってあげる」と言ったのです。その後の肉親捜しの訪日団の孤児たちの前においても、歴代の厚生大臣は孤児たちを慰め、「肉親が見つからなくてもけっして悲しまず、あきらめないでください。親族が見つかった人も、見つけれなかった人も、みんな日本人です。いつでも自分の祖国に帰れますから、安心してください」と言いました。こうした親切な言葉は、日本政府の大臣の口から出たものである以上、それは必ず実行されなければなりません。

それゆえに、一九八一年に日本の国会に予算案が提出された際、一九八二年度の孤児の永住帰国のための費用も、予算として計上されました。そして一九八四年三月一七日、中日友好協議においても、「日本政府は、〔中国に住む日本人〕孤児が自ら日本国に永住することを希望する場合には、…（中略）…これを受け入れる」と定められています。この書面に書かれた動かぬ証拠は当然、約束として守られるべきです。

孤児の永住帰国について、中国政府はここ数年、孤児のためにさまざまな便宜をはかってくれました。今度は、日本政府がどう対応するのかが問われています。

その上、私たちは肉親捜しで訪日しているあいだに、孤児の永住帰国に対する一部の日本国民の態度や見方に、残念な点があることに気づかされました。この点について、ここで一言述べさせていただきます。

一部の日本国民は、永住帰国する孤児を厄介者と見なしています。なかには、もともと同胞である孤児を物乞いと思っている人さえいます。このような粗野な考えを持つ人は、一般の国民だけではなく、マスコミの記者にさえ見られました。

おたずねしますが、こうしたことは、孤児の祖国を思う気持ちをひどく侮辱する行為ではないでしょうか。私たちは決して、これを容認しません。

国民の皆さんは忘れないでいただきたい。私たち孤児が赤ん坊で飢えて泣いていたとき、善良な中国人の養父母が民族の恨みを抜きにして、彼ら自身の生活が非常に貧しい状況にあるにもかかわらず、それでも寛大に私たちを引き取り、実の子どものように育ててくれたのです。さらに社会に役立つ人間にまで、育てあげてくれたのです。育ててくれた恩情は、生んでくれた恩情より厚く、私たちは中国の養父母の恩情を一生、忘れることはできません。

ところが、私たちが自立した労働者として祖国日本に帰ろうとすると、私たちよりもっと裕福な生活を送っている同胞が、私たちに対して反感を持っています。これは明らかに不公平です。私たちはもう一度、みんなが目を覚ますよう、大声で呼びかけます。「孤児が異国に棄てられ、孤児となったのは、私たちの親の世代が日本の国旗に命をささげた結果である。だから今日、孤児が祖国に帰るのは、人の鼻息をうかがうためでもなければ、ただ何もせず

に日本国民に養ってもらおうためでもない。私たちは祖国を愛する心をもっているだけでなく、勤勉な人間でもある。私たちの権利は決してだれにも、簡単に踏みにじられるべきものではないはずだ」。

以上に述べてきたような消極的・否定的な考え方は、もちろん日本国民のなかで、決して主流ではありません。しかしその悪影響を無視すれば、不幸な悲しむべき結果をもたらすでしょう。もちろん裕福な日本の生活は、一部の孤児をひきつけたかもしれません。しかしごく一部のことに目を惑わされ、全体を無視してはなりません。中国国民への感謝の気持ちをもっている民主主義的な日本国民は、きっとこの問題について、日本の美德にふさわしい答えを出せると、私たちは信じています。

(二) 永住帰国と戸籍の回復の問題について

日本政府の規定によれば、永住帰国者はまず、戸籍と国籍を回復しなければならないと定められています。これは日本人が外国に滞在し、帰国する通常の状態のもとでの規定であり、私たち孤児にとってみれば、まったく論外です。みなさんをご存知のように、私たちは生まれたときから戸籍と国籍を有していました。それなのに、戦争によって中国に置き去りにされ、しかも日本政府が私たちの戸籍を抹消してしまったのです。今、私たちの永住帰国に際して、私たちの戸籍と国籍を回復する責任は当然、日本政府にあります。かつて、私たちの戸籍を抹消したのと同じ方法で、回復させるべきです。この問題について、それ以外に議論の余地はありません。

(三) 永住帰国する孤児の身元引受人に関する問題

永住帰国に際して「身元引受人」を必要とするということは、日本政府が帰国孤児に対して定めた規定です。しかし、「身元引受人」を捜すのは、永住帰国しようとする孤児が直面する最大の障害です。

日本政府と日本国民は想像して見ていただきたい。四〇年以上も中国で地道に生活してきた孤児が、いったいどこで身元引受人となってくれるような、お金も地位もある日本人を見つけることができるのでしょうか。また、自ら申し出て孤児の身元引受人になってくれるような人が、いったいどこにいるのでしょうか。(自ら申し出て保証人となってくれる人はごく僅かです。しかも、そのごく僅かな人々の多くは、孤児とプライベートなつきあいのある人、または十分信頼できる人から孤児を紹介された人に限られています)。

この問題に関する私たちの見解は、以下の通りです。私たちの身体には、日本人の血が流れており、私たちは正真正銘の日本人です。私たちは中日両国によって認定された孤児であり、日本に帰国して永住するのは当然でもあります。また帰国という行為は、中日友好の歴史の必然の結果であり、だれもこれに干渉して妨げることはできません。したがって、私たちの永住帰国に際して、日本政府は身元引受人を課すべきではありません。もし日本政府がかたくなにこの条件に固執するのであれば、それは孤児をさらに困らせるだけであり、孤児

の帰国を拒むことを意味しています。

おたずねしますが、日本が敗戦した当時、多くの兵士や日本国民を置き去りにして、いち早く日本に引き揚げた戦争を起こした者たち、指揮官や官僚たちが帰国する際、いったいだれが、彼らに身元引受人を要求したのでしょうか。また、中日国交が回復する以前の十数年のあいだに、中国に居留していた日本人や一部の孤児が、さまざまなルートを通じてあいついで日本に引き揚げました。彼らの身元引受人は、いったいだれだったのでしょうか。

今、中日友好の橋は、中日両国の国民の心を緊密につなげています。中国人民はまたもや人道主義の精神を発揚し、つらい思いをしつつも、さんざん苦勞して育てあげた残留日本人孤児たちを日本へ帰国させました。このように少しも利己的なところがなく、ひたすら人のためにつくす偉大な行為は、だれからも感心され、称賛されるものです。しかし、孤児たちが本格的に永住帰国しようとしたとき、日本政府は逆にとても実現しがたい厳しい条件を出してきました。ほんとうに理解しがたいことです。

もちろん数年前、永住帰国者のなかに体裁の悪いことをするものも個別的にはいました。しかし、そのことが孤児が帰国することの障碍になるのでしょうか。日本政府も安心してください。行為者は自らの行為に責任を負うべきあり、法律に違反して規則を乱すものは法律に従って制裁されるはずです。どうか一部の人の悪しき行為に惑わされ、全体を悪く思わないでいただきたい。そして一部の人の行為に怯えないでいただきたい。日本国民のなかにも、類似した事件は起こりうることを考えれば、なおさらです。

(四) 肉親捜しで身元未判明だった孤児の再来日と一時帰国について

以前、何度か肉親を捜しに帰国した孤児の一部は、撮影時間や肉親を捜す時間が短いなどの理由により、親族を見つけれず、身元未判明に終わりました。彼らに対し、日本政府は再度、肉親探しの機会を与えるよう、切実に希望します。

親族が判明せず、またとりあえず日本に永住帰国せずに中国にとどまっている孤児に対し、日本政府は今後も、何度かの観光訪日の機会を与えるようお願いいたします。なぜなら、彼らはたった十数日間、訪日しただけで、東京や京都の名所旧跡、および現代化された日本の都市をざっと見ることはできませんでした。表面的なことに触れただけで、ときには彼らは故郷の風景や町のような様子を見るゆとりすらないまま、名残惜しい気持ちで中国に帰ったのです。

以上にまとめたように、孤児問題は目前に迫った大問題です。光陰矢のごとし。時間は命であり、孤児はもう五〇歳に手が届こうとしています。いったいいつまで待てば、帰国できるのでしょうか。

現在の中日関係は、政治外交において、すでに「中日友好万歳」と大声で叫ぶだけの時期はすぎました。もはや、友好という大きな計画のもと、着実に実行に移すべきときが来ているのです(孤児問題は、まさにそうしたことのひとつです)。このことを、私たち孤児全員は

目をみはって注目し、期待しています。

以上で述べたことは私たちの浅はかな見解です。しかし採用すべき点があれば、事情を考慮してぜひ対応をお願い致します。もし不当な点があれば、どうぞご叱正ください。